

河南町国民保護計画の変更概要

1. 目的

河南町国民保護計画は、国民保護法第35条第1項の規定により、国が定める「国民の保護に関する基本指針」及び大阪府が定める「大阪府国民保護計画」に基づき策定し、本計画は、町域において、武力攻撃等から住民等の生命、身体及び財産を保護し、住民生活、住民経済に及ぼす影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置等を的確かつ迅速に実施できるようにすることを目的とする。

2. 作成の経緯

平成15年6月	武力攻撃事態対処法	施行
平成16年9月	国民保護法	施行
平成18年1月	大阪府国民保護計画	策定
平成19年2月	河南町国民保護計画	策定
平成28年3月	河南町国民保護計画	改訂（第1回）

3. 計画の構成

- 第1編 「総論」
 - ・総則（目的等）、基本方針、関係機関の責務と役割（国、府等）
 - ・町の地理的、社会的特徴、対象とする事態、緊急対処事態への対処
- 第2編 「武力攻撃事態等への対処」
 - ・実施体制の確立（対策本部の設置等）、住民の避難（避難指示、避難誘導等）
 - ・避難住民等の救援（救援の実施、安否情報の収集・提供等）
 - ・武力攻撃災害への対処（応急措置等の実施、生活関連等施設の安全確保等）
- 第3編 「平素からの備え」
 - ・組織・体制の整備（町における組織・体制の整備、研修、情報収集・提供等）
 - ・避難・救援・災害対処（避難施設の指定等）
 - ・特殊標章等の交付及び管理（身分証明書等）
- 第4編 「復旧等」
 - ・施設の応急復旧、武力攻撃災害の復旧
 - ・国民保護措置に要した費用の支弁等
 - ・国民の権利利益の救済に係る手続等

4. 河南町国民保護計画の主な変更点

◎国の定める「国民の保護に関する基本指針」等の変更に伴うもの

- 核攻撃に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施
核兵器を用いた攻撃に対し、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染、その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じることを追加。
- 訓練
訓練について、具体的な事態を想定し、シナリオの作成等、既存のノウハウを活用するとともに、自衛隊連携によるNBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練等について、様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするを追加

◎法改正等に伴う変更

- 「武力攻撃事態対処」を「事態対処」に変更
「武力攻撃事態対処法」の改正に伴い、「武力攻撃事態対処法」を「事態対処法」に、「武力攻撃事態等対策本部」を「事態等対策本部」に変更
- 「外国人登録者」を「在留外国人」に変更
外国人登録制度が廃止され、新たに「在留カード」が導入されたことに伴い変更
- 感染症法の改正に伴う感染症名の変更
中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)を追加

◎組織名等の変更

- 町機構改革に伴う部局等の名称・業務の変更
「防災監」の新設
「総合政策部」、「総務部」⇒「政策総務部」
「住民部」、「健康福祉部」⇒「すこやか生活部」
- 大阪広域水道企業団への水道事業統合
- 消防広域化による大阪南消防組合の運用

◎統計資料の時点修正等に伴う数値更新

町の気候、人口・世帯、自動車保有台数